

# 用語の解説

## ● 人口

国勢調査における人口は、調査時において、調査の地域内に常住している「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。すなわち、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている人をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない人は、調査時に居た場所に「常住している人」とみなしています。

## ● 年齢

平成17年9月30日現在による満年齢です。

## ● 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

- 未婚 — まだ結婚をしたことのない人
- 有配偶 — 妻又は夫のある人
- 死別 — 妻又は夫と死別して独身の人
- 離別 — 妻又は夫と離別して独身の人

## ● 国籍

国籍を、「日本」のほか、以下のように11区分に分けています。

- 11区分 — 「韓国・朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」

二つ以上の国籍を持つ人の扱いについては、次のとおりとしています。

- (1) 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人 ———— 日本
- (2) 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人 ————— 調査票の国名欄に記入された国

## ● 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者  
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込み雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯

なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人としています。

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒 ———— 学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者 ———— 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者 ————— 老人ホーム、児童保護施設など入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者 ———— 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者 ————— 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他 ————— 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗務員など

## ● 世帯の家族類型

世帯の家族類型は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

- A 親族世帯 ———— 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯  
なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もこれに含まれます。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれています。
- B 非親族世帯 ———— 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
- C 単独世帯 ———— 世帯員が一人の世帯

さらに、親族世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

### I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

### II その他の親族世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

● 世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいいます。養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族としています。

● 母子世帯・父子世帯

母子世帯 — 未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみで構成される一般世帯（他の世帯員がないもの）をいいます。

父子世帯 — 未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみで構成される一般世帯（他の世帯員がないもの）をいいます。

● 3世代世帯

3世代世帯とは世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含まれます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3世代世帯は含まれません。

● 住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分しています。

住宅 — 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画に1戸の住宅となります。なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれます。

住宅以外 — 寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

● 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

主世帯 — 「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯

持ち家 ……………… 居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれます。

公営の借家 ……………… その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市区町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

都市機構・公社の借家 …… その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれます。

民営の借家 ……………… その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合  
給与住宅 ……………… 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。

間借り — 他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

● 延べ面積

延べ面積とは、各居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいいます。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室などの営業用の部分は延べ面積には含まれません。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれません。坪単位で記入されたものについては、1坪を3.3㎡に換算しています。

● 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分しています。

一戸建 — 1建物が1住宅であるもの。なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれます。

長屋建 — 二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出口をもっているもの。なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれます。

共同住宅 — 一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共通しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。なお、階下が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある、いわゆる「げたばき住宅」も含まれます。

その他 — 上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合